

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について [令和6年4月分]

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
20240402	有限会社 藤村小型運送 (法人番号 8400002002938) 代表者藤村 幸雄	岩手県盛岡市湯沢 16地割15番地4	本社営業所	岩手県盛岡市湯沢16地 割15番地4	輸送施設の使用停止 (10日車)	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第 17条第4項	令和5年9月7日、死亡事故を引き起こしたことを端緒として監査を実施した結果、1件の違反が認められた。(1)運転者の指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第10条第1項)	1	1
20240402	株式会社 古里木材物流 (法人番号 2400001008446) 代表者畠山 正	岩手県盛岡市東見 前6地割37番地1	本社営業所	岩手県盛岡市東見前6 地割37番地1	輸送施設の使用停止 (30日車)	法第17条第3項	令和5年7月6日、監査方針を端緒として監査を実施した結果、1件の違反が認められた。(1)過積載運送の引受け、指示等(貨物自動車運送事業法第17条第3項)	3	3
20240402	有限会社 田中興業 (法人番号 5400002012080) 代表者田中 龍也	岩手県上閉伊郡大槌 町大槌第6地割字 宮ノ口150番地14	本社営業所	岩手県上閉伊郡大槌町 大槌第6地割150番地 14	輸送施設の使用停止 (130日車)及び 文書警告	法第17条第1項第1 号、法第17条第4項	令和5年3月16日及び24日、監査方針を端緒として監査を実施した結果、9件の違反が認められた。 (1)各営業所に配置する事業用自動車の種別ごとの数違反(貨物自動車運送事業法施行規則(以下「施行規則」)第6条第1項第1号)、(2)乗務時間等基準告示の遵守違反(安全規則第3条第4項)、(3)乗務時間等基準告示の遵守違反【乗務時間等告示なお書きの遵守違反】(安全規則第3条第4項)、(4)疾病・疲労等のおそれのある運行の業務(安全規則第3条第6項)、(5)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項、第2項、第3項)、(6)点呼の記録義務違反(安全規則第7条第5項)、(7)運行指示書の作成義務違反(安全規則第9条の3第1項)、(8)運転者の指導監督義務違反(安全規則第10条第1項)、(9)運転者の指導監督記録義務違反(安全規則第10条第1項)	13	13

20240404	柳田運輸 株式会社 (法人番号 5011801012681) 代表者柳田 充樹	東京都足立区一ツ家 1丁目2番18号	小名浜営業 所	福島県いわき市小名浜 島字西屋58	文書警告	法第17条第4項	令和5年5月19日、監査方針を端緒として監査を実施した結果、5件の違反が認められた。(1)運転者等台帳の作成義務違反(安全規則第9条の5第1項)、(2)運転者の指導監督義務違反(安全規則第10条第1項)、(3)運転者の指導監督記録義務違反(安全規則第10条第1項)、(4)高齢運転者に対する特別な指導監督義務違反(安全規則第10条第2項)、(5)高齢運転者に対する運転適性診断受診義務違反(安全規則第10条第2項)	0	0
20240408	有限会社 伊藤商事 (法人番号 2380002007887) 代表者伊藤 正人	福島県郡山市三穂 田町川田字藤ノ木24 番地の1	本社営業所	福島県郡山市田村町上 行合字下川原67番地1	輸送施設の使用停止(30日車)及び文書警告	法第8条第1項、法第17条第1項第1号	令和5年8月4日及び17日、監査方針を端緒として監査を実施した結果、6件の違反が認められた。(1)事業計画に定めるところに従う義務違反(貨物自動車運送事業法第8条第1項)、(2)乗務時間等基準告示の遵守違反(安全規則第3条第4項)、(3)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項、第2項)、(4)点呼の記録義務違反(安全規則第7条第5項)、(5)業務の記録義務違反(安全規則第8条)、(6)運転者の指導監督義務違反(安全規則第10条第1項)	3	3
20240408	船引運送 株式会社 (法人番号 1380001006404) 代表者山本 勝也	福島県郡山市田村 町金屋字新家115番 地1	本社営業所	福島県郡山市田村町金 屋字新家115番地1	文書警告	法第17条第4項	令和6年3月8日、監査方針を端緒として監査を実施した結果、2件の違反が認められた。(1)死亡事故を惹起した運転者に対する特別な指導監督義務違反(安全規則第10条第2項)、(2)死亡事故を惹起した運転者に対する運転適性診断受診義務違反(安全規則第10条第2項)	0	0
202404015	盛運輸 株式会社 (法人番号 9420001002093) 代表者盛 大剛	青森県青森市大字 新町野字薄井58番 地3	岩手営業所	岩手県紫波郡矢巾町大 字広宮沢第5地割323 番地	輸送施設の使用停止(20日車)及び文書警告	法第17条第1項第2号	令和5年12月4日、死亡事故を引き起こしたことを端緒として監査を実施した結果、2件の違反が認められた。(1)整備不良車両等(安全規則第3条の3及び道路運送車両法47条)、(2)運転者の指導監督義務違反(安全規則第10条第1項)	2	2

20240416	有限会社 成弘運輸 (法人番号 7420002012309) 代表者木村 省二	青森県つがる市柏 桑野木田千年225-3	本社営業所	青森県五所川原市金木 町中柏木鎧石372-16	輸送施設の使用停 止(40日車)及び文 書警告	法第8条第1項、法 第17条第4項	令和5年6月21日、酒気帯び運転を端緒として監査 を実施した結果、5件の違反が認められた。(1)事 業計画に定めるところに従う義務違反(貨物自動 車運送事業法第8条第1項)、(2)点呼の記録義務 違反(安全規則第7条第5項)、(3)業務の記録義務 違反(安全規則第8条)、(4)運行記録計による記 録義務違反(安全規則第9条)、(5)運転者の指導 監督義務違反(安全規則第10条第1項)	4	4
20240418	マルマン運輸 有限会社 (法人番号 5400002003146) 代表者村松 聡	岩手県盛岡市津志 田15地割38番地4	本社営業所	岩手県盛岡市津志田15 地割38番地4	輸送施設の使用停 止(10日車)及び文 書警告	法第9条第1項	令和5年6月14日、監査方針を端緒として監査を実 施した結果、2件の違反が認められた。(1)自動車 車庫の位置及び収容能力違反(施行規則第2条第 1項第5号)、(2)報告義務違反(貨物自動車運送事 業法第60条第1項)	1	1
20240430	福島県北運輸 株式会 社 (法人番号 8380001019960) 代表者八島 達男	福島県伊達市保原 町上保原字大割131 番地	本社営業所	福島県伊達市保原町上 保原字大割131番地	輸送施設の使用停 止(20日車)及び文 書警告	法第17条第1項第1 号	令和5年10月10日、監査方針を端緒として監査を 実施した結果、2件の違反が認められた。(1)乗務 時間等基準告示の遵守違反(安全規則第3条第4 項)、(2)運転者の指導監督義務違反(安全規則第 10条第1項)	2	2

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(東北運輸局管内のすべての営業所)に付されている点数の総和を表す。